

国政参復第168号の2
平成20年12月12日

佐川グローバルロジスティクス株式会社
代表取締役社長 直井 好昭 殿

国土交通大臣 金子 一義

勸 告 書

貴社の経営する貨物利用運送事業の運営実態を立入検査したところ、下記のとおり、貨物利用運送事業法の規定に違反する事実が認められた。

貨物利用運送事業者は法令遵守のもとで事業の健全な発達を図り、もって利用者の利益の保護及びその利便の増進に寄与することが求められていることから、直ちに法令の定めるところに従って事業を改善し、事業の適法な運営を図り、再び違反行為を行わないよう嚴重に勧告する。

なお、この違反に対する事業の改善状況が確認されない場合及び改善後に再違反が確認された場合には、さらに必要な措置をとることがあることを申し添える。

記

1. 第二種貨物利用運送事業（国内航空）に係る集配事業計画に記載されていない運送事業者（株ジェットライン、株ウイング）を利用した運送を行っていた。（貨物利用運送事業法第24条第1項違反）
2. 第二種貨物利用運送事業（国内航空及び国際航空）に係る集配事業計画上の集配委託者や集配委託者の営業所の一部住所が変更されていたが、届出手続きが実施されていなかった。（貨物利用運送事業法第25条第3項違反）